

フローラルガーデンよさみ

指定管理者募集要項

令和8年5月 刈谷市

目 次

1	募集の目的	1
2	公園の概要	1
3	管理運営方針	1
4	管理の基準	2
5	業務の範囲	2
6	指定期間	2
7	指定管理料	2
8	指定管理者と刈谷市の責任分担	2
9	利用料金等の取扱い	3
10	申請の資格	4
11	募集要項、仕様書及び申請関係書類の配布	5
12	現地説明会の開催	5
13	質疑応答	6
14	申請関係書類の提出方法	6
15	選定方法等	7
16	選定の基準	9
17	申請関係書類	10
18	申請に関する留意事項	11
19	欠格事項	11
20	その他	11
21	問合せ先	12

1 募集の目的

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、「質の高いサービス」を公園利用者に提供するとともに、「管理経費の縮減」を図るため、公の施設であるフローラルガーデンよさみ（以下「ガーデン」という。）の管理を行う団体を募集する。

2 公園の概要

(1) 名称

フローラルガーデンよさみ

(2) 所在地

刈谷市高須町石山2番地1

(3) 面積

約4.3ha

なお、指定管理者が管理を行う詳細な施設内容については仕様書等による。

3 管理運営方針

(1) 基本方針

花と緑あふれる公園として、樹木等を良好に管理するとともに、市民参加の場、レクリエーションを楽しむ場など、市民の多様なニーズに対応した施設管理を行うこと。

(2) 維持管理方針

ア 園地や植栽管理については、フローラルガーデンよさみ指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を遵守し、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行うこと。

イ 施設や設備については、仕様書を遵守し、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行うこと。

(3) 運営方針

ア 市民の多様なニーズに応えるため、常に公園利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映させること。

- イ ガーデン利用の活性化を図るため、ボランティアの育成や連携など市民参加を積極的に推進し、運営や公園愛護に寄与する活動を育成すること。
- ウ 地元自治会、その他関連する団体等との良好な関係を維持するとともに、連携を図ること。

4 管理の基準

フローラルガーデンよさみ条例（平成17年条例第21号）及びフローラルガーデンよさみ条例施行規則（平成17年規則第31号）の規定による管理の基準に従って、ガーデンの管理を行わなければならない。

5 業務の範囲

- (1) ガーデンの運営に関する業務
- (2) ガーデンの維持管理及び修繕に関する業務
- (3) その他ガーデンの管理に必要な業務

なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

6 指定期間

指定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを予定している。ただし、この期間は市議会での議決を経て確定することとなるので留意すること。

7 指定管理料

管理に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で支払う。この場合の支払時期、支払方法等の詳細については協議の上、別途協定にて定める。

なお、原則としてガーデンの修繕工事期間中の営業補償は行わない。

8 指定管理者と刈谷市の責任分担

指定管理業務に係る刈谷市と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとする。なお、刈谷市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、刈谷市と指定管理者が協議の上、責任分

担を決定するものとする。

・責任分担表

項目	指定管理者	刈谷市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 刈谷市広報関係
施設の管理運営	◎	—
施設の物品管理	◎	—
施設の法的管理 (行為許可)	○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整等に関する事	◎ 許可に関する事
苦情等対応	◎	○
事故・事件対応	◎	○
施設の修繕等	◎ 予算の範囲内における 経常維持修繕工事	○ 大規模改修
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
損害賠償保険等への加入	◎	—
包括的責任管理者 (管理瑕疵を除く))	—	◎

注：◎・・・主たる責任のある項目

○・・・主ではないが責任のある項目

9 利用料金等の取扱い

利用料金は指定管理者、使用料は市の収入とする。また、市の承認を受けて実施する自主事業の収入については、指定管理者の収入とする。

10 申請の資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、指定期間中にガーデンを安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとし、個人での申請はできない。

また、次に掲げる（１）から（９）までの全ての要件を満たす必要があるものとする。

- （１）地方自治法第244条の2第11項の規定により刈谷市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体でないこと、又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- （２）刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止期間中の団体でないこと。
- （３）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）又は施設に配置する職員に、次のアからウのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する（法律令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役及び同法第13条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- （４）次のアからエまでのいずれかに該当する団体でないこと。
 - ア 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた団体及びその開始命令がされている団体
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた団体及びその開始決定がされている団体
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第2条の

- 規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 公園管理運営士の資格を有する社員をガーデンに配置できること。
- (8) 選定委員会委員が団体の経営又は運営に直接関与している団体でないこと。
- (9) 公園施設の管理・運営について、過去10年以内に本業務と類似した管理・運営実績を備えること。

1.1 募集要項、仕様書及び申請関係書類の配布

募集要項、仕様書及び申請関係書類（以下「募集要項等」という。）の配布については、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月15日（金）まで。

(2) 配布方法

刈谷市ホームページからダウンロード（ダウンロード以外の配布は行わない）

1.2 現地説明会の開催

申請の参考とするため、施設見学を含む説明会を開催する。

なお、申請にあたっては現地説明会への出席が必須となる。

(1) 開催日時

令和8年5月19日（火）午後2時から2時間程度

※開始15分前までには現地集合

(2) 開催場所

フローラルガーデンよさみ フローラルプラザ内

(3) 参加人数

1 団体につき 2 名まで。

(4) 持ち物

募集要項等

(5) 申込方法

「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

提出の際は電子メールの件名を「フローラルガーデンよさみ現地説明会参加申込書」とすること。なお、説明会参加申込書の受理後、電子メールで受理した旨の通知をする。

提出先 刈谷市役所都市公園部公園緑地課

電子メール kouen@city.kariya.lg.jp

(6) 申込締切

令和 8 年 5 月 1 8 日（月）正午

1 3 質疑応答

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 1 9 日（火）から令和 8 年 5 月 2 5 日（月）まで。

(2) 提出方法

「質問票」に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。なお、提出の際は電子メールの件名を「フローラルガーデンよさみ質問票」とすること。提出先にあたっては現地説明会と同様である。

(3) 回答方法

令和 8 年 5 月 2 9 日（金）頃に刈谷市ホームページにて掲載。

1 4 申請関係書類の提出方法

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 9 日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所都市公園部公園緑地課（刈谷市役所6階）

電話 0566-62-1023（ダイヤルイン）

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参

(5) 提出部数等

正本1部、副本15部のほか、テキスト情報を含んだ電子データ（CD-R）1部とする。なお、副本は複写機による写しでも差し支えない。

※提出書類はすべて紙ファイルに綴り、申請書類一覧表の項目ごとにインデックスをつけること。

1.5 選定方法等

(1) 1次審査（資格審査、財務審査、書類審査）

提出された書類により、申請の資格を有すること、及び財務状況が良好であることを審査し、これらの要件を満たさない申請者は失格とする。

要件を満たす申請者については、提出された事業計画書等により、市が設置する指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が採点審査を行う。その結果、採点審査を行った委員全員の合計得点の上位3位までを1次審査通過者とする。ただし、合計得点と同点となり、上位3位までに4者以上の申請者が選ばれる場合は、委員会の協議により1次審査通過者を決定する。

なお、申請の資格を有すること、及び財務状況が良好であることを審査した後、要件を満たす申請者の数が3者以下の場合は、採点審査を省略し、当該申請者全てを1次審査通過者とする。

(2) 2次審査（プロポーザル審査）

1次審査通過者には、提出された事業計画書等の内容に基づき、プレゼン

テーションを行う。プレゼンテーション及び質疑応答の後、委員会の委員が採点審査を行い、採点審査を行った委員全員の合計得点の最も高い者を指定管理者候補者、2番目に高い者を指定管理者次点候補者とする。得点が同点となった場合は、各委員の採点で最上位の得点を得た団体に2点、次点の得点を得た団体に1点、その他は0点として、その合計得点により指定管理者候補者又は指定管理者次点候補者を決定する。さらに、同点となった場合は、委員会の協議により決定する。

2次審査の時間は、1申請者につき35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）以内とし、出席者は3人以内とする。開催日は「(3) 選定スケジュール」を参照とすること。なお、場所、実施方法等の詳細については、1次審査終了後、書面で通知する。

1次審査通過者の数が1の場合であっても、2次審査を行うものとし、当該採点審査による合計得点が総得点の6割に満たない場合は、指定管理者候補者の該当がないものとし、再募集を行う。

(3) 選定スケジュール

選定スケジュールについては、次のとおりとする。

令和8年5月 1日（金）	公募（募集要項等配布開始） （現地説明会申込受付開始）	公告（市民だより、ホームページ等）
令和8年5月15日（金）	募集要項等配布終了	
令和8年5月18日（月）	現地説明会申込締切	正午締切
令和8年5月19日（火）	現地説明会開催	午後2時開始
令和8年5月25日（月）	質問締切	午後5時締切
令和8年6月 1日（月）	申請関係書類受付開始	
令和8年6月 9日（火）	申請関係書類提出締切	午後5時締切
令和8年7月 9日（木）	1次審査	
令和8年7月21日（火）	2次審査	時間等は別途通知
令和8年8月上旬までに	選定結果の通知	
令和8年9月下旬	議会による指定管理者の指定	指定の議決、告示、 選定結果の公表
令和9年3月	協定書締結	
令和9年4月1日（木）	指定管理者による管理運営開始	

16 選定の基準

- (1) 民間のノウハウを活用し、施設の効用が最大限に発揮できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 衛生・安全管理が体系的に整備され、従業員への教育が徹底されていること。
- (6) 市民の声が反映される管理運営が行われること。
- (7) 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮により、健全な労働環境等の確保が行われること。
- (8) 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。

評価項目	基準	配点
民間のノウハウ	(1)	10
人員配置計画	(4)、(7)、(8)	10
管理運営計画	(2)、(6)	10
緊急時の対応	(5)	5
SDGsへの取組	(1)、(2)、(7)、(8)	5
施設の維持管理	(1)、(2)、(5)	25
市民参加	(6)	5
自主事業	(3)	10
収支計画	(3)	10
事業実績	(4)	10
	合計	100

17 申請関係書類

この要項により、指定管理者の指定を受けようとする団体又は共同体は、「フローラルガーデンよさみ指定管理者指定申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長宛て提出すること。

なお、証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。複写機による写しでも差し支えない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書(様式第2号～第4号)及び収支予算書(様式第5号)、誓約書(様式第6号)
- (2) 当該団体の定款の写し及び履歴事項全部証明書(法人以外の団体にあつてはこれらに準ずるもの)
- (3) 当該団体の過去3期分(3年分)の貸借対照表、損益計算書
- (4) 所管税務署が発行する国税に未納の税額がない旨の証明書及び本店所在地の市町村が発行する市町村税に未納の税額がない旨の証明書(法人以外の団体は代表者に係る同種の証明書)
- (5) 直近1年分の勘定科目内訳明細書
- (6) 身元証明書(法人は代表取締役。その他の団体にあつては、その代表者。)及び成年被後見人、被保佐人等でないことを証明する書類
- (7) 労働保険料納付済証明書
- (8) 公園管理運営士の登録証の写し
- (9) 公共職業安定所に提出している障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所に提出義務のある常用雇用労働者40人以上の事業主に限る。)
- (10) ISOを取得している者は登録書の写し
- (11) プライバシーマークを取得している者は登録書の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

※申請書において事業計画書(様式第2号～第4号)及び収支予算書(様式第5号)の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。ただし、対応する様式番号を事業計画書の左肩に記載すること。

18 申請に関する留意事項

- (1) 募集要項及び仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出すること。
- (2) 1団体または1共同体につき申請は1件とし、複数の申請はできない。
- (3) 提出期限後の追加資料の提出や申請書類、その他の提出された書類の変更は、原則認めない。
- (4) 申請に関し必要な費用は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

19 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定から除外する。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 選定結果を通知するまでに、選定委員会の委員、本市職員又は本件関係者に接触（現地説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く）をしたとき。
- (3) その他、不正行為があったとき。

20 その他

- (1) 募集の概況、審査結果について、全ての申請者に公表する。ただし、事業者に関する情報を保護する観点から、選定された者以外の申請者名は公表しない。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 刈谷市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、選定委員会等で必要な場合には、応募書類の内容を応募者に断ることなく無償で使用できるものとする。
- (5) 指定管理者として選定された者が、指定管理業務を開始するまでの準備に要する費用は、当該指定管理者として選定された者の負担とする。
- (6) 指定管理者として選定された者は、指定期間の終了に際し市又は次の指定管理者に対し、業務の引継ぎを行うこととする。

2 1 問合せ先

〒448-8501

愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所都市公園部公園緑地課

電 話 0566-62-1023

F A X 0566-23-9331

電子メール kouen@city.kariya.lg.jp

刈谷市ホームページ <https://www.city.kariya.lg.jp/>